

分野別マスタープランの主な内容

「主なポイント」は、現行計画のねらいや重点方針、次期総計の検討にあたって特筆すべきポイントになります。

資料5

第5次総合計画 後期基本計画		分野別マスタープラン(各施策分野の基本的な方針を定めた計画)		
分野	38の施策	計画名	方針レベルの内容	主なポイント
2 節 安全・都市基盤	2-(1) 防災・消防	地域防災計画 (毎年改定)	(目的及び基本方針) ・発災時の被害を減じるため、応急対策の手順を予め定めるとともに、市民、市民団体、事業者、関係機関との相互連携について取り決める。	・法令改正及び国・県の防災計画の見直しがあるため、毎年見直しを行い、必要な箇所を修正することが法により義務付けられている。
		宝塚市消防計画 (H24～ 適宜修正)	(策定方針) ・市民の生命、身体及び財産を火災や災害から保護するため、災害予防及び災害発生時の消防職員の行動規範に加え、総合計画に沿って消防力を整備、維持するための具体的な内容を定める。	・高齢化の進行により増加する救急出動や救助出動に備え、救急救助体制の充実を図っている。 ・災害に備え、隣接する自治体相互間、関係機関等との協力体制の確立に努めている。
	2-(2) 防犯・交通安全	第10次宝塚市交通安全計画 (H28～R2)	(基本理念) ・交通事故のない宝塚を目指して ・人優先の交通安全思想 ・ICT等の活用 (基本的な考え方) ＜道路交通の安全対策＞ ・歩行者など交通弱者の安全確保 ・自転車の安全確保 ・地域の実情を踏まえた施策の推進 ・役割分担と連携強化 ・交通事故被害者等の参画と協働 ＜鉄道交通の安全対策＞ 市民が安心して利用できる、一層安全で安定した鉄道輸送を目指し、重大な列車事故対策等、各種の安全対策を総合的に推進する。	・幼児から高齢者、保護者、交通ボランティア、障害者、外国人に対する交通安全教育を推進する。 ・自転車の安全確保策として、自転車条例の普及促進や自転車安全教室の開催、市民との協働による啓発活動を推進する。
			2-(3) 土地利用	(めざす将来都市像) 庭園都市、居住文化創造都市、芸術レクリエーション都市 コンパクトな都市づくりへの転換 (土地利用方針) ＜南部市街地＞ ・市街地の拡大抑制 ・住宅地の魅力の継承と利便性・快適性の向上 ・複合地の個性を生かした土地利用の誘導 ・産業と連携した商業地、工業地の適切な土地利用の誘導と都市機能の集積の促進 ＜市街地農地の積極的な保全と活用＞ ・市街地周辺緑地 ・豊かな自然環境の保全 ・市民と連携・協働による里山保全・再生・活用の支援 ＜北部地域＞ ・豊かな自然環境と田園環境・農業生産機能の保全 ・地域活力維持のための土地利用の誘導と交流促進 ・新名神高速道路の整備に対応した都市基盤整備などの推進
	2-(4) 市街地・北部整備	たからづか都市計画マスタープラン2012 (H24～R3) ※立地適正化計画 (策定中 R4～)あり		
	2-(5) 住宅・住環境	宝塚すまい・まちづくり基本計画 (住宅マスタープラン) (H28～R7)	(基本理念) 住み続けたい、移り住みたい、魅力あるまち「宝塚」 (基本目標) 1 宝塚市の魅力に惹かれた、住みたい、住み続けたい人の多様なニーズに応えられる住まいと住環境 2 安全で安心していきいき暮らせる住まいと住環境 3 地域の特性を生かした良好な住環境	・住宅・住環境に関する情報提供に努める。 ・将来世代へ継承される良質な住宅ストックの形成を促進する。 ・住宅のバリアフリー化及び耐震化を推進し、いきいきと暮らせる住まいと住環境の確保に努める。
	2-(6) 道路・交通	宝塚市道路網基本構想 (H30.12～R10.12)	・市域全体の道路網の方針を示し、歩行者、自転車、自動車など全ての交通にとって、安全かつ快適な道路環境の実現を目指す。 ・幹線道路については慢性的な渋滞解消を目指し、都市計画道路と既存の主要道路で幹線道路網を構築する。 ・補助幹線道路の防災機能や市街地形成機能の向上を目指し、都市計画道路と既存の道路で補助幹線道路網を構築する。 ・幹線道路・補助幹線道路からなる道路網の形成により、生活道路への通過交通の混入を防ぎ安全な生活道路を確保する。	・幹線道路、補助幹線道路からなる道路網の構築により、道路課題に対応していく。 ・幹線道路は主に宝塚市で顕著な渋滞をはじめとした課題に対応していく。 ・補助幹線道路は宝塚市の特性である山手住宅地との連携道路の確保、適切な土地利用として平地部の道路密度の確保、充実した鉄道網を活かすため駅アクセス機能の確保などをめざし対応していく。
		宝塚市地域公共交通総合連携計画 (H23～R2) ※宝塚市地域公共交通網形成計画 (策定中 R4～R12)	(基本方針) ・地域の公共交通の充実により、市民生活の利便性を高め、地域の活性化を図る ・公共交通を充実させる上で、市の役割や姿勢を明確にする ・公共交通サービスの整備を実践するためのルールを作る ・市、バス事業者、利用者、そして地域住民や地域の企業などは相互に協力して取り組む ・公共交通サービスの充実を図るために必要な施策を実施するとともに、実施状況を随時確認し、計画や施策の内容を更新していく (目標) ・鉄道、バスおよび苦痛にならない範囲の徒歩により、市民生活のモビリティの確保を図る。	・市街化区域では、バス停留500m・駅圏1kmから外れる地域については、市が積極的に関与して公共交通サービスの充実を図る。 ・バス停留300m・駅圏500mから外れる地域については、市が積極的に関与して公共交通サービスの充実を図る地域ではないものの、商業施設や医療施設が近接していない地区は、市と地域(自治会等)との協働により公共交通サービスを確保する。 ・北部地域では、基本的には市補助金の支出額を増やさない範囲でより効率的で利便性の高い公共交通サービスのあり方について検討する。 ・ユニバーサルデザインの施設整備や障がい者への情報提供等の推進を図る。
2-(7) 河川・水辺空間	水のマスタープラン (H14～)	(コンセプト) セグロセキレイが棲むまちたからづか 1.自然と共生する水辺の創出(環境) 2.きれいな水の流れるまちの創出(親水) 3.安全・安心なまちの創出(治水)	(環境) ・近自然型工法等の際用 ・里山・山林・ため池の保全 ・雨水貯留浸透施設の整備(親水) ・水と緑のネットワークの形成 ・水辺空間の創出 ・ため池の利用(治水) ・雨水排水計画の見直し ・農地・自然池の保全 ・流域貯留浸透施設の整備	
2-(8) 上下水道	宝塚市水道ビジョン2025 (H28～R7)	(基本理念) 安全で安心な水道を未来へつなぐ	・不足水源の確保と浄水場の統廃合、基幹施設や管路網の耐震化・更新等に重点的に取り組む。 ・近隣都市との連携・共同化など広域化の検討を進める。	
	宝塚市下水道ビジョン2025 (H28～R7)	(基本理念) 安全・安心で市民と共に未来へつなぐ下水道～環境との共生を目指して～	・汚水管路の耐震化や老朽化した管渠の改築等を進める。 ・近隣都市との連携・共同化など広域化の検討を進める。	

分野別マスタープランの主な内容

「主なポイント」は、現行計画のねらいや重点方針、次期総計の検討にあたって特筆すべきポイントになります。

資料5

第5次総合計画 後期基本計画		分野別マスタープラン(各施策分野の基本的な方針を定めた計画)			
分野	38の施策	計画名	方針レベルの内容	主なポイント	
3 節 健康・福祉	3-(1) 地域福祉	宝塚市地域福祉計画(第2期 改訂版)(R1~R2)	(基本理念) すべての人が互いを認め合い、支え合い、共に輝きつづける 安心と活力のまち 宝塚 (基本目標) 1 多文化・共生型の地域づくり 2 包括的な支援体制づくり	・すべての人が互いに認め合い、いきいきと暮らし、活躍できる共生のまちづくりを進める。 このために、地域ごとのまちづくり計画の福祉部分の充実を働きかける。 ・すべての人たちが安心して生活できるよう、身近な地域で必要な支援が受けられる体制づくりに取り組む。	
	3-(2) 健康	健康たからづか21(第2次後期計画)(R1~R5)	(基本理念) すべての市民がいつまでも健康で安心して暮らせるまちを目指します (基本方針) 1 重点的に取り組む分野ごとの健康づくりの推進 2 ライフステージに応じた健康づくりの推進 3 個人の健康づくりを社会全体で支援するための環境整備の推進 4 健康危機事案への対応	・生活習慣病予防等の健康づくり、歯及び口腔の健康づくり、こころの健康づくりの3つの分野を重点的に取り組む対策とし、ライフステージに応じたきめ細やかな取組を推進する。 ・宝塚市の健康寿命(男性81.16歳(県内5位)、84.51歳(県内11位))を1年延伸することを目標として取り組む。	
	3-(3) 保健・医療	健康たからづか21(第2次後期計画)(R1~R5)	(基本理念) すべての市民がいつまでも健康で安心して暮らせるまちを目指します (基本方針) 1 重点的に取り組む分野ごとの健康づくりの推進 2 ライフステージに応じた健康づくりの推進 3 個人の健康づくりを社会全体で支援するための環境整備の推進 4 健康危機事案への対応	・生活習慣病予防等の健康づくり、歯及び口腔の健康づくり、こころの健康づくりの3つの分野を重点的に取り組む対策とし、ライフステージに応じたきめ細やかな取組を推進する。 ・宝塚市の健康寿命(男性81.16歳(県内5位)、84.51歳(県内11位))を1年延伸することを目標として取り組む。	
		宝塚市立病院改革プラン2017(H29~R2)	(基本理念) 市民の健康といのちを守ります (基本方針) 1 継続して良質な急性期医療を提供するため、救急受入体制とがん診療体制を強化 2 医師会等の関係団体、地域医療機関、介護施設などとの情報共有や、多職種連携による在宅復帰に向けた退院支援等により地域包括ケアシステムを構築 3 経営の効率化 4 阪神北圏域における公立病院の将来構想について、県をはじめ近隣各市及び公立病院と情報交換の場を持ち、連携と今後のあり方を検討 5 現在の経営形態では解決が困難な課題に直面した場合は、経営形態について検討	・県地域医療構想によると阪神北圏域では、必要病床数は2035年まで増え続けることが見込まれており、長期的に病床の確保が必要であるため、二次救急医療を担う病院としての役割を果たしていく。 ・安定的に継続して良質な医療を提供するために、経常損益を継続的に黒字化し、健全な経営を進める。 ・一方で、連携や経営形態の見直しについても適宜検討していく。	
	3-(4) 高齢者福祉	エイジフレンドリーシティ宝塚行動計画(H28~R2)	(基本理念) 「お互いさま」があふれるまち・宝塚 あらゆる世代が、お互いの存在を認め合い、支え合い 将来につながる地域社会を創造する (基本方針) 1 高齢者が安心して楽しく暮らすことができるまちづくりを目指す 2 高齢者が移動しやすい交通手段の推進を目指す 3 高齢者が安全で安心して暮らせる住まいを目指す 4 高齢者の社会参加の機会の確保を目指す 5 あらゆる世代がお互いの存在を認め合う社会を目指す 6 高齢者の就労や市民参加の機会を創出する 7 高齢者に必要な情報が届けられるように努める 8 高齢者をはじめ、あらゆる世代が医療・保健・福祉サービスを安心して受けられる体制を目指す	・高齢になってもいきいきと暮らせるまちは、誰にでもやさしいまちという考えのもと、あらゆる世代が、お互いの存在を認め合い、支え合い、将来につながる地域社会の創造を目指す。 ・高齢者が豊かな知識と経験を活かし、地域活動などの担い手として活躍するなど、あらゆる世代が互いに支え合うことにより、すべての人の生活の質(QOL)の向上と地域の活性化を図る。 (参考) 指針1 人にやさしい環境が整備されているまち宝塚 指針2 自分らしさが守られ、安全で安心して住めるまち宝塚 指針3 仕事や社会貢献など、誰もが社会と関わりながら生きていけるまち宝塚	
		宝塚市地域包括ケア推進プラン(H30~R2)	(基本理念) 健康で、安心して自分らしくいきいきと暮らし続けられるまち宝塚 (基本方針) 1 自分らしくいきいきと暮らせる高齢者のいきがづくり 2 住み慣れた地域で暮らし続けられる生活支援体制の構築 3 介護が必要になっても安心して暮らせるサービスの充実	・高齢者が社会に参加し、健康でいきがいのある生活を送れるよう、介護予防の取組を全市的に広げ、誰もが身近な地域で参加できる介護予防の場を創出する。 ・認知症になっても、住み慣れた地域で生活ができるよう、地域で支える仕組みづくりに取り組む。 ・住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができるよう、医療と介護が相互に連携し、切れ目のない在宅医療・介護サービスが提供できる体制づくりに取り組む。	
	3-(5) 障がい者福祉	宝塚市第4次障がい者施策長期推進計画(H23~R2)	(基本理念) すべての人が心豊かに、普通に暮らせる社会へ (基本目標) 1 障がいのある人の主体性を尊重し、自己実現を支援する。 2 障がいのある人を、地域社会が同じ市民として包み込む。 3 障がいのある人の自立と社会参加を支援する。 4 障がいのある人の権利と暮らしを守る。 5 障がい者施策を、障がいのある人を中心とする多様な主体の協働により推進する。	・「シンシアのまち宝塚」を掲げ、心と環境と制度のバリアフリーを進め、ノーマライゼーションの実現に取り組む。	
		宝塚市障害福祉計画 宝塚市障害児福祉計画(H30~R2)	(基本理念) 「障がいのある人が、安心して、自分らしく暮らせるまちづくり」 障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、支え合い、安心して暮らせる地域社会(共生社会)の実現をめざして (基本方針) 1 地域生活を支える福祉サービス・支援の充実 2 グループホームの確保、地域生活の場の充実及び地域生活支援拠点等の整備 3 地域社会で暮らしていくための就労支援の充実 4 相談支援体制の充実 5 障がい児支援に関する体制の充実	・自立した日常生活を営み、社会参加を可能としていくため、保健・医療・福祉・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保されるよう、地域包括ケアシステムを推進する。	
	3-(6) 社会保障				

分野別マスタープランの主な内容

「主なポイント」は、現行計画のねらいや重点方針、次期総計の検討にあたって特筆すべきポイントになります。

資料5

第5次総合計画 後期基本計画		分野別マスタープラン(各施策分野の基本的な方針を定めた計画)		
分野	38の施策	計画名	方針レベルの内容	主なポイント
4 節 教 育 ・ 子 ど も ・ 人 権	4-(1) 人権・同和	第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針(H30.3～R5.3)	(基本理念) すべての人々の人権が尊重される、明るく住みよい地域社会をめざす (基本的あり方) 人権教育、啓発は学校、地域、家庭、職場、その他様々な場を通じて、多様な機会を設けて効果的な手法により、定期的、継続的に実施します。 1 協働による人権教育、啓発の推進 2 実施主体間の連携と多様な機会の提供 3 時、場所に応じた効果的な方法	・部落差別、障害者、女性、高齢者、子ども、外国人、インターネットによる人権問題、性的マイノリティなど様々な人権問題について取り組む。
	4-(2) 男女共同参画	第2次宝塚市男女共同参画プラン(H28～R7)	(基本理念) 1 社会のあらゆる分野に、男女が共に参画する機会が保障されるまち 2 すべての人が性別にとらわれず、自分らしく生き生きと暮らせるまち 3 各々の個性と能力を十分に発揮し、男女が共に責任を分かちあえるまち 4 性の多様性が尊重されるまち (基本方針) 1 男女共同参画社会実現のための教育・学習・啓発の推進 2 女性への暴力の根絶とあらゆる人々の人権の尊重 3 ワーク・ライフ・バランスの推進と個性と能力を発揮できるまちづくり 4 男女共同参画社会実現のための総合的推進	・DV相談、支援体制の充実やワーク・ライフ・バランスの理解促進、あらゆる分野への女性の活躍促進等に取り組むこととし、次の7つを重点施策と位置付ける。 ・男女共同参画に関する啓発活動の充実 ・配偶者暴力支援センター機能の充実 ・性的マイノリティに関する理解の浸透 ・男女の多様な働き方に向けた理解の浸透と啓発の推進 ・男性の家事・育児・介護等への主体的な関わりの促進 ・様々な分野における女性の参画促進 ・市自らの男女共同参画の推進
	4-(3) 児童福祉	宝塚市次世代育成支援行動計画 たからっ子「育み」プラン (宝塚市子ども・子育て支援事業計画、母子保健計画) (H27～R1)	(基本理念) 子どもを育むことが未来を育む「育む」ことが楽しくなるまちへ (基本的視点) 1 すべての子どもがいいきいと育つように成長のプロセス全体を支えます 2 すべての「親」がいいきいと子どもを育めるように支えます 3 地域でみんなが「育む」ことを楽しめるように支えます (基本目標) 1 すべての子どもと家庭への支援 2 子育てと仕事の両立支援 3 教育環境の整備 4 安全・安心の環境づくり 5 家庭や地域の子育て力・教育力の向上 6 子どもの社会参加の促進	・児童虐待防止施策の充実や保育所等の待機児童の解消、子どもの人権擁護の推進等に重点的に取り組む。 ・市内7ブロックに設置した地域児童館・子ども館において、子どもの居場所づくりと子育て家庭への支援に取り組む。 ・子どもが社会の一員であるとの認識のもと、子どもの意見を市政に反映する機会や、子ども自身が企画するまちづくり体験の場を設けるなど、子どもの社会参加を推進する。
	4-(4) 青少年育成			
	4-(5) 学校教育	宝塚市教育振興基本計画(H23～R2)	(基本目標) 「自分を大切に 人を大切に ふるさと宝塚を大切に作る人づくり」 (教育の方向性) 1 子どもの「生きる力」を育む 2 学校園、教職員の教育力を高める 3 市民全体で子どもを応援する 4 生涯を通じて学ぶことのできる環境を充実する (基本方針) 1 子ども一人ひとりが大切にされ、共に育つ教育を進めます 2 学ぶ意欲を高め、確かな学力の定着を図ります 3 心身ともに健やかな子どもを育てます 4 命の大切さを知り、思いやりの心を持つ子どもを育てます 5 時代に対応できる子どもを育てます 6 ことばを大切にし、感性豊かな子どもを育てます 7 学校園の組織の充実を図ります 8 学校教育を担う人材の育成に努めます 9 安全・安心な学校園の整備を進めます 10 時代に応じた教育環境の整備に努めます 11 家庭・地域と連携し、子どもの発達を支援します 12 学びの成果で地域を変えていきます 13 新鮮な学習情報を発信します 14 歴史と文化が息づくふるさとを守ります 15 市民個々のスポーツライフを支援します	計画の後期5年間に於いて特に力を入れるべき重点施策として以下の5つを選定し、計画の着実な推進に努める。 【幼児期の教育・保育の充実を図ります】 ・生活習慣を育て、学びの基礎や人格形成の基礎を培う上で重要な幼児教育の充実に取り組むとともに、小・中学校との連携を図る。 【体育・スポーツ活動を推進します】 ・元気で活力に満ちた子どもを育てるため、基礎的な運動能力を向上させる体育・スポーツ活動を推進する。 【読書活動を推進します】 ・読書を通じ、子どもの心を豊かに育てると同時に、ことばの力を高め、思考力、表現力を磨き、想像力を育む言語活動の活性化を図る。 【教員の授業力向上を図ります】 ・教員の研究体制の整備や支援などを行い、教員の授業力向上を図る。 【学校・家庭・地域の連携を強めます】 ・豊かなより良い教育を実現するため、地域に開かれた学校園づくりを進め、学校・家庭・地域の連携を強化する。
	4-(6) 社会教育			
	4-(7) スポーツ			

「主なポイント」は、現行計画のねらいや重点方針、次期総計の検討にあたって特筆すべきポイントになります。

第5次総合計画 後期基本計画		分野別マスタープラン(各施策分野の基本的な方針を定めた計画)		
分野	38の施策	計画名	方針レベルの内容	主なポイント
5 節 環 境	5-(1) 都市景観	宝塚市景観計画 (H24～)	(方針) 「宝塚らしさを感じる」景観 1 自然景観の保全、都市との共生・調和 2 個性的で魅力あるまちなみ景観の保全・育成 3 北部地域の田園・集落景観を保全・育成し、自然景観との調和 4 まちづくりの活動の推進と芸術文化の創造・育成	・山並みや武庫川を中心とした清流など自然景観を保全し、その中央に抱かれた都市との共生、調和を図る。 ・自然特性・歴史的変遷をいかし、市民が育んできた個性的で魅力あるまちなみ景観の保全・育成を図る。 ・北部地域は、山並みに囲まれた田園・集落の景観を保全・育成し、自然景観との調和を図る。 ・人の活動や事業によるまちづくり活動の推進と芸術文化の交流の創造を育成する。
	5-(2) 緑化・公園	緑の基本計画 (H12～)	(緑の将来像) 緑の循環都市・宝塚 (基本目標) ・コミュニティづくり ・まちに緑を蓄える ・まちを緑で守る ・まちの緑を楽しむ ・まちを緑で演出する	(コミュニティづくり) ・緑を介した市民参加の仕組みづくりからコミュニティ活動の充実を図り、まちのアイデンティティ、まちのイメージにこだわりをもつまちづくりを進める。 (まちに緑を蓄える) 宝塚にしかない貴重な緑や生物多様性を支える緑環境を次世代に残すために保全の取組を進めるとともに、緑を再利用し、まちに緑を蓄える。 (まちを緑で守る) 阪神・淡路大震災からの教訓や経験を活かして、緑をベースとした安全性の高い生活空間の創造に向けて、緑のノーマライゼーション、ユニバーサルデザインの展開や、緑の持つ多様な防災機能等が最大限発揮できるような緑のまちづくりを進め、まちを緑で守る。 (まちどの緑を楽しむ) 日常生活の中で緑を楽しめ、年齢・世代等、ライフスタイルにあった緑の楽しみ方が提供できるなど、今後の多様化・高度化する市民ニーズに応えられるよう、多様なレクリエーション活動の場を身近に備えた生活空間の創造に向けた緑のまちづくりを進め、市民みんなが、まちの緑を楽しむ。 (まちを緑で演出する) ・本市は、「おしやれ」「はなやか」「きれい」といった言葉で彩られた「美しい都市」として、市内外に共通して良好な都市イメージで知られている。この良好な都市イメージを守り育てていくために、まちを緑で演出する。
	5-(3) 環境保全	第3次宝塚市環境基本計画 (H28～R7)	(目指す環境都市像) 「環境都市・宝塚 健全で恵み豊かな環境を共に育むまち」 ～持続可能なまちへの先駆的転換をめざして～ (施策の体系) 1 地球温暖化対策と循環型のまちづくり 2 豊かな生態系を育むまちづくり 3 健康に暮らせるまちづくり 4 安全で快適な環境のまちづくり 5 みんなで取り組む環境づくり	・CO2排出量を半減(1990年度比)とする目標を掲げ、「宝塚市地球温暖化対策実行計画」や「宝塚エネルギー2050 ビジョン」を策定し、地球温暖化対策を推進している。 ・「宝塚市一般廃棄物処理基本計画」を策定するとともに、ごみ処理に関する意識啓発と3R(発生抑制、再利用、再資源化)の更なる促進に繋げている。 ・市民・環境保全活動団体によって、本市特有の自然環境が保全されている。 ・住宅地に隣接する樹林や緑、市街地の孤立林は動植物の生息場であるとともに、防災林、景観の軸として市街地の貴重な緑地(「まち山」となっており、本市の環境の特徴的な存在である。このまち山の保全と活用を進めている。 ・水、大気については、環境基準を一部達成していない状況であるが、健康被害が生じるおそれのない状態である。 ・騒音、振動や悪臭は、規制の順守とともに、マナーや環境意識の向上を啓発し、発生件数を抑制している。 ・市民一人ひとりが環境について学び、環境に配慮した行動ができるように各種啓発を行っている。 ・環境保全活動団体相互の交流を活性化し、さらにより良い環境を創造していくために、環境保全活動をリードしていく人材の育成を進めている。
	5-(4) 循環型社会			
	5-(5) 都市美化・環境衛生			

分野別マスタープランの主な内容

「主なポイント」は、現行計画のねらいや重点方針、次期総計の検討にあたって特筆すべきポイントになります。

資料5

第5次総合計画 後期基本計画		分野別マスタープラン(各施策分野の基本的な方針を定めた計画)			
分野	38の施策	計画名	方針レベルの内容	主なポイント	
6 節 観 光 ・ 文 化 ・ 産 業	6-(1) 観光	宝塚市観光集客戦略 (H26～R2)	(戦略理念) 風光・彩光・健康 「風光・彩光」: まちの景観、まちに住む人々一人ひとりの心のなかの心象風景、宝塚を訪れる人々の心象風景を意味する 「健康」: からだどころ双方の健康を意味する。宝塚の観光を通して、市民と来訪者が相互間の交流によりお互いが健全で心豊かに過ごせること (方向性) 1 「タカラヅカ」の歴史や文化を尊重し、新たな「宝塚」の魅力を創出することで、両者が一体となった「宝塚の新たな観光」を生み出す。 2 まちのより良きイメージの発信力を強化する。 3 観光の対象となる地域をゾーンごとに分けそれぞれのゾーンに合致した方向性のなかでその整備の強化を図る。 4 市民に「わがまち意識」を醸成してもらい、自らが自らのまちの魅力を再認識した上で、おもてなしの心を育ててもらう。	・ターゲット別のストーリー性をもった「宝塚スタイル」を組成していく。 ・単に「観光都市」を目指すのではなく、日常と非日常が交錯するなかで、まずは市民が宝塚の都市文化を満喫し楽しむことを目指す。	
	6-(2) 商業・サービス業・工業	商工業振興計画(仮称) (策定中 R3～)	審議中につき未定	審議中につき未定	
	6-(3) 農業	宝塚市農業振興計画 (H24～R3)	(将来像) 市民とともに「守り・育む宝塚の“農”」 (北部地域 施策方針) 1 特色ある地域農業を振興する 2 農地を保全し有効活用する 3 「農」を通じた南北交流を活発化する 4 観光農業を推進する 5 農業者への支援を充実する 6 新たな開発インパクトを活用する (南部地域 施策方針) 1 花き・植木産業を振興する 2 既存農地を保全し有効活用する 3 「農」を通じた市民交流を推進する 4 農業者への支援を行う	(戦略プロジェクト) ・「農」の支援プロジェクト ・「食と農」の推進プロジェクト ・花き・植木のまち宝塚推進プロジェクト ・「農」のブランド化プロジェクト ・サービスエリア活用と観光農業推進プロジェクト ・都市農業振興プロジェクト ・鳥獣被害防除の推進プロジェクト ※H29に後期取組みとして見直しを実施	
	6-(4) 雇用・勤労者福祉	宝塚市労働施策推進計画 (H29～R2)	(基本理念) 働く意欲を持つすべての人の希望の実現に向けて支援し、誰もがいきいきと働くことのできる雇用・労働環境の実現をめざす (基本方針) 1 性別や年齢、障がい等に関わらず、その人らしく働くための就労支援 2 一人ひとりの働き方の希望を実現する雇用・労働環境づくり 3 安心して働くための職場づくり 4 関係機関等との連携強化	・雇用・就業促進(重点: ワークサポート宝塚の充実、高齢者就業機会の確保) ・ダイバーシティの推進(重点: 男女の家庭責任と就業の両立支援、市障がい者就業・生活支援センターの充実) ・ワーク・ライフ・バランスの実現(重点: 待機児童の解消及び延長保育などの多様な保育需要への対応、仕事と生活とのバランスのとれた生き方の啓発)	
	6-(5) 消費生活	宝塚市消費者教育推進計画 (H28～R2)	(計画の目標) 「消費者市民社会の実現をめざして、自ら考え行動する消費者を育みます」 (基本方針) 1 消費者教育の担い手を育成し、地域全体の消費者力アップをはかります。 2 切れ目ない消費者教育を推進します。特に小・中学校における参加・体験型の消費者教育に取り組みます。 3 安心して住み続けられるよう、高齢者を担う悪質商法の被害を予防し、対処法を伝える啓発活動に取り組みます。 4 様々な関係機関・団体とネットワークを強化し、積極的に情報を発信するとともに、情報共有を行い、きめ細やかな支援を行います。	重点的に推進する施策の目標 ・消費者教育の担い手の育成 ・市民の学習機会を増やすため、出前講座・セミナーの開催 ・広報たからづかや市ホームページを活用による情報発信力の強化	
	6-(6) 文化・国際交流		文化芸術振興基本計画 (H27～R2)	(将来都市像) 「創造力を育む 文化芸術の薫り高い宝塚」 (基本理念) ・市民が持つ自主性及び創造性並びに文化芸術が持つ多様性の尊重 ・市民が等しく文化芸術活動を行う権利の保持 ・文化芸術の継承と新しい文化芸術の創造 ・長期的な視点での文化芸術の振興 ・市民、市の連携と協働での文化芸術の振興 (方向性) 1「創る」 市民の創造力が発揮されるよう、市民が身近で気軽に、文化芸術に触れ、創る喜びが実感できる環境づくりをめざします。 2「つながる」 文化芸術活動を通して地域コミュニティを醸成し、人と人がつながるまちづくりをめざします。 3「ともに楽しむ」 文化芸術に触れ、活動できる機会を提供し、市民誰もがともに楽しめる環境づくりをめざします。 4「伝える」 地域に受け継がれた貴重な文化遺産を伝え、市民がまちに愛着を持てるまちづくりをめざします。 5「守る」 市民の貴重な財産である、まちに息づいた景観を守り、宝塚らしいまちなみづくりをめざします。 6「発信する」 いつでも、身近で気軽に、文化芸術に触れ、親しめるような様々な情報が発信できる体制づくりをめざします。 7「支える」 市民の文化芸術活動を、様々な形で支え、応援する体制づくりをめざします。	(重点施策) ・活動拠点の充実 ・民間文化芸術施設の利活用 ・宝塚ゆかりの文化人や芸術家との連携 ・子どもを対象とした文化芸術事業の充実 ・文化芸術に関する情報の一元化 ・情報サイト、情報ネットワークの構築 ・文化芸術活動を支援する体制の拡充 ・アドバイザーやコーディネーター育成のための研究
			宝塚市教育振興基本計画 (H23～R2)	(基本目標) 「自分を大切に 人を大切に ふるさと宝塚を大切に作る人づくり」 (基本方針) 中略 14 歴史と文化が息づくふるさとを守ります	・文化遺産の保全継承と活用に努めます。 ・郷土資料の収集と情報の発信を進めます。

分野別マスタープランの主な内容

「主なポイント」は、現行計画のねらいや重点方針、次期総計の検討にあたって特筆すべきポイントになります。

資料5

第5次総合計画 後期基本計画		分野別マスタープラン(各施策分野の基本的な方針を定めた計画)			
分野	38の施策	計画名	方針レベルの内容	主なポイント	
1 節 こ れ か ら の 都 市 経 営	1-(1) 市民自治				
	1-(2) 市民と行政との協働	協働の指針 (H25.3～)	「すべての施策の実行は市民のために」という観点で、市民と行政が本指針を共有し、取り組みの方向を一致させ、協力してまちづくりを推進する。	協働で事業を円滑に進めるために、8つの原則を示している。 ・対等の原則 ・情報公開・情報共有の原則 ・相互理解の原則 ・自主性・自立性尊重の原則 ・目的の明確化と共有の原則 ・役割分担の原則 ・相互変革の原則 ・評価・検証の原則	
	1-(3) 開かれた市政				
	1-(4) 情報化	宝塚市ICT戦略 (H28～)	(基本理念) ・誰もが利便性、サービス向上を実感できる電子市役所の実現 ・効果的な情報発信・情報交流のためのICTの活用推進 ・情報セキュリティの強化とICTの高度利用の推進 (基本戦略) 1 サービスの高度化 2 安全安心の実現 3 暮らしの質の向上と地域の魅力発信 4 協働のまちづくりの実現のための基盤整備 5 安心して使えるICT環境の整備と行政事務の効率化	・防災・減災のためのICT活用の推進 ・教育分野でのICT活用の推進 ・ICTを活用した「おもてなし」環境の整備 ・オープンデータ・ビッグデータの活用	
	1-(5) 危機管理	宝塚市危機管理指針 (H24～)	(目的) 総合的かつ計画的な危機管理対策の推進を図り、もって市民(通勤通学者、観光客などの市民以外の者を含む。)の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保する	(基本方針) 1 危機管理体制 2 事前対策 3 応急対策 4 事後対策	同指針に基づき、各課はそれぞれの業務における危機管理マニュアルづくりを進めている。
			地域防災計画 (毎年改定)	(目的及び基本方針) ・発災時の被害を減じるため、応急対策の手順を予め定めるとともに、市民、市民団体、事業者、関係機関との相互連携について取り決める。	・法令改正及び国・県の防災計画の見直しがあるため、毎年見直しを行い、必要な箇所を修正することが法により義務付けられている。
	1-(6) 行財政運営	第2次宝塚市行財政運営に関する指針(H28～R2)	(基本方針) 未来を開く自主的、自律的な行政運営、健全で持続可能な財政運営 (目指す方向性) 1 最適な公共サービスの追求 2 質の高い行政運営の推進 3 健全な財政運営の推進		・市民参画と協働による行財政運営の推進 ・効果的で効率的な公共サービスの提供(新しい公共の視点を踏まえながら、行政の役割・責任を再確認し、行政資源を効果的、効率的に公共サービスに投入) ・長寿命化や施設保有量の最適化など、最適な維持管理と有効活用を図り、効率的な施設運営を行公共施設マネジメントを推進する。 ・行政マネジメントシステムの効果的な運用 ・限られた行政経営資源の中で、地域課題や行政課題に対応するため、民間活力の活用や計画的な職員採用という視点で定員適正化に取り組む。 ・様々な研修や人事評価制度を実施し、市民の期待に応える職員の育成と活力ある職場風土の醸成を進める。 ・財政規律に基づく持続可能な財政基盤の確立 ・働き方改革の推進・職員の生産性の向上 ・将来を見据え、バックキャストによる行財政運営 ・RPAやAIなどのテクノロジーの活用 ・限られた行政経営資源を有効に活用し効率的な行政経営としていくため、過去の事例や限られたデータ利用ではなく、他自治体との比較や客観的根拠となる統計データなどを活用していく(EBPM) ・あらゆるヒトやモノが繋がりが、様々な情報や知識を共有し新たな価値を創造することで、地域社会にかかわるヒトやモノ、そして世代を超えて地域課題などを解決していく(Society5.0) ・公共の資産や地域の資源、市民や事業者などの知識や技術などを活用し、地域課題を解決していく(シェアリングエコノミー)
			(めざす将来の方向) 「住んでみたい」、「訪れてみたい」、「住み続けたい」と思う人を増やし、「選ばれるまち」、「活力あるまち」をめざす。 (取組における視点) ・様々な分野における協働の推進 ・市民との対話や交流の推進 ・まちの魅力の発信 (基本目標) 1 子どもと子育てにやさしい「まち」 2 地域資源を生かした活力ある「まち」 3 健康で安心して暮らせる、住みやすい「まち」		(子どもと子育てにやさしい「まち」) ・子どもが地域のなかで愛され健やかに成長していることが、まちの魅力、住み続けたい、将来戻ってきたいと思われるまちになる。このため、子育て支援の充実、子育てと仕事の両立ができる環境の整備、子どもの「生きる力」を育む魅力ある教育環境づくりを進める。 (地域資源を生かした活力ある「まち」) ・豊かな資源を生かし、まちの個性と魅力を高めるとともに、産業の活性化による雇用機会の創出や就労支援に取り組む。 ・市民が心豊かな生活を送るために、文化芸術やスポーツは欠かせないものと言える。生涯を通じてだれもが文化芸術やスポーツとふれあい、楽しむことができるよう取り組む。 (健康で安心して暮らせる、住みやすい「まち」) ・ハード、ソフト両面において環境を整備し、すべての市民が健康で安心して暮らせるよう取り組む。 ・北部地域は、人口減少と高齢化により生活環境への影響が懸念されることから、交流促進と定住促進に取り組む。